

家庭的保育事業等の事業者変更に係る認可について

1 概要

- 平成27年4月1日付けで認可した「みるく保育園（小規模保育事業A型）」（設置者：伊藤春美氏）について、設置者から今後の事業の継続性や安定性の確保のため、法人化したい旨の申出がありました。
- 設置者の法人化については、再度認可が必要となることから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定による認可申請があり、審査を行った結果、認可することが適当であると判断しました。
- また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定では、市が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を定めることとされております。
- 今回、家庭的保育事業等の認可及び利用定員の設定にあたり、那須塩原市子ども・子育て会議において意見を聴取するものです。

（根拠法令等）

児童福祉法第34条の15第4項の規定では、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、子ども・子育て会議の意見聴取を行わなければならないとされております。

子ども・子育て支援法第43条第2項の規定では、利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議の意見聴取を行わなければならないとされております。

2 認可（変更）及び利用定員の内容

(1) 設置者

変更前	変更後
伊藤 春美	合同会社すくすくK i d s 代表社員 伊藤 貢

《合同会社すくすくK i d sの概要》

（設立年月日）令和7年4月1日

（本店住所）那須塩原市小結201番地16

※認可申請時の設置者（法人）は「合同会社すくすくK i d sみるく保育園」ですが、令和7年6月23日付け「合同会社すくすくK i d s」へ商号変更

(2) 事業内容

小規模保育事業A型

※変更なし

(3) 定員

年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	計
認可定員	6人	6人	7人	19人
利用定員	4人	4人	4人	12人

※変更なし

3 現に保育を受けている児童に対する措置

- 合同会社すくすくK i d sが設置するみるく保育園において、引き続き保育を行う。

4 事業開始予定年月日

- 令和7年8月1日